

ワンポイント会計基準

vol.281 「企業会計基準公開草案第 73 号「リースに関する会計基準（案）」等の公表について 3

2023 年 5 月 2 日に企業会計基準委員会より「企業会計基準公開草案第 73 号「リースに関する会計基準（案）」等(以下、本公開草案)が公表されました。

本公開草案は、原資産（特定された資産）の引渡しにより借手に支配が移転した使用権部分に係る資産（使用権資産）と当該移転に伴う負債（リース負債）を計上する使用権モデルによる考えを採用しています。なお、この考えは、IFRS16 号等の国際的な会計基準の取扱いと整合するものです。

今回は、公表された内容のうち、「借手のリースの会計処理」の概要をご紹介します。簡便的な取扱い等の詳細な論点については、次回以降にご紹介いたします。

1. リース開始日の使用権資産及びリース負債の計上

借手はリース開始日において原則として、リースについて使用権資産とリース負債を計上します。

リース負債はリース開始日において未払である借手のリース料総額からリース料に含まれている利息相当額の合理的見積額を控除した現在価値により算定します。現在価値を計算するために使用する割引率は原則として貸手によるリースの計算利率とされていますが、容易に入手できない場合には、借手の追加借入利率を採用します。

使用権資産は、リース負債に、前払リース料、付随費用や資産除去債務の除去費用等を加算して算定します。ただし、使用権資産の総額に重要性が乏しいと認められる場合には、利息相当額の合理的見積額を控除しない方法も認められています。

(本公開草案の会計基準案の適用指針案 16～17、25、34、37 項)

2. 利息相当額の各期への配分

利息相当額については原則として利息法による配分が原則ですが、使用権資産の総額に重要性が乏しいと認められる場合は、以下の方法も認められています。(本公開草案の会計基準案の適用指針案 36～37 項)

- (1) 借手のリース料から利息相当額の合理的見積額を控除しない方法
- (2) 利息相当額の総額を借手のリース期間の各期に定額法により配分する方法

3. 使用権資産の償却

現行の会計基準における所有権移転ファイナンス・リース取引と判断される使用権資産の減価償却費は、リースの対象となる資産を自ら所有していたと仮定した場合に適用する減価償却方法と同一の方法により算定し、耐用年数は経済的使用可能予測期間とし、残存価額は合理的な見積額とします。一方、それ以外の使用権資産は、定額法等の中から実態に応じたものを選択適用するとされており、リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして計算します。(本公開草案の会計基準案 35～36 項)

以上